

# 鳥取県型地域主権検討に係る

## メルクマール (政策企画部総室)

- 身近な行政は、身近な市町村（基礎町自治体）で実施
- 全ての事務を市町村（基礎的自治体）に移管した状態をベースに検討 [補完性の原則]
  - できないものは県へ
  - できないものは国へ
- スピードメリット
- ワンストップサービス
- スケールメリット
- デモクラシー（住民が参画して意思決定する際、市町村、県、国のどの段階が妥当な事務か）
- 二重行政の排除

など

## 地域主権論点整理の着眼点・視点

政策企画総室

### ①スケールメリットが図られるもの

国民健康保険  
介護保険  
後期高齢者医療制度

### ②国の業務を地方に取り込むもの

国道の整備・維持管理  
河川の管理  
一都道府県内で完結する河川を都道府県管理に移管  
保安林の指定解除（権限移譲）  
国有地の管理  
道路・河川関連権限移譲（地方への関与縮小）  
県道路線認定・変更・廃止の大臣協議の廃止  
河川整備計画の大臣協議の廃止

### ③住民目線で効率化が担保されるもの（スピード、ワンストップサービス）

職業紹介  
職業訓練（国⇒県）  
国の義務付けの廃止  
雇用保険（国⇒県）  
福祉施設の設置基準  
国が標準を示し、地方が地域ごとに条例により基準を設定  
生活保護（県⇒市町村）  
保健指導（県⇒市町村）  
障害者支援制度（県⇒市町村）  
基準病床数の算定（地方への関与縮小）  
全国一律の基準病床数の設定  
都市計画（地方への関与縮小）  
大臣協議・同意の範囲縮小  
公営住宅（地方への関与縮小）  
地域の特性を踏まえた整備基準の設定  
公営住宅の供給目標量の大臣協議を廃止⇒地方裁量に  
農地転用 4ha 超の許可権限を県へ移譲 2 ha 超 4ha 以下の大臣協議の廃止

## 農業振興地域

大臣協議・同意の義務付けの廃止

(林業労働力基本計画、地域森林計画なども同様)

## 土地利用基本計画

国への協議、事前調整の廃止

### ④市町村連携・共同事務処理が効率的なもの

税の徴収業務

県道、市町村道の維持管理業務

福祉事務所設置

### ⑤二重行政が排除されるもの

教育委員会

人事権、給与負担の一体化

学級編制や教職員定数に関する市町村権限と責任の拡大

義務教育国庫負担金制度の一般財源化や自治体裁量権の拡大

職業訓練

県高等技術専門校とポリテクセンター

農業委員会

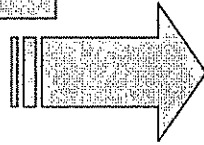
地域振興策で市町村と県で重複

市町村と県の重複を排除

# 生活保護制度

## 現在

- 国が、生活保護の基準を設定。(全国ベース)
- 町村部に係る生活保護は、県が実施。
- 市部に係る生活保護は、市が実施。



・スピードメ리트、身近な行政主体による行政等

## 提案

- 国が、生活保護の基準を設定。(全国ベース)  
←これも検討の余地あり
- 市町村の区域に係る生活保護は、市町村がそれぞれ実施。

## 課題

- 町村の体制(人的体制整備、財政措置)



[対応(検討案)]

- ・町村福祉事務所の共同設置

# 職業訓練

## 現在

- 国が、ポリテクセンターを設置し、職業訓練を実施。
- 県は、高等技術専門学校を設置し、職業訓練を実施。  
→事務が重複(二重行政)しており、非効率

・ 二重行政の排除

## 提案

- 国のポリテクセンターを県に移管し、職業訓練は、県が一元的に実施  
(市町村が行うことは、対象者の数等に鑑みて非効率。  
県が実施スケールメリットを活かし、)

## 課題

- 職業訓練内容の整理・人的体制の整理

↓  
[対応(検討案)]

# 次回P Tに向けての作業

- ① 県に移管する国の出先機関の業務に係る検討  
(精査)
  - ・ 移管できる業務、移管できない業務の仕分け
  - ・ 移管できる業務については、その条件、課題等があるものについては、条件、課題等
  - ・ 移管できない業務について、その理由
- ② 「地域主権論点整理の着眼点・視点」に係る検討分野の点検
  - ・ 追加等
  - ・ 上がっているものについて、課題の整理